

(社)全国有料老人ホーム協会について

【有料老人ホーム入居者の保護】と【事業の健全な発展】を目的に、昭和57年2月に設立された、老人福祉法第30条規定の法人。8月1日現在305法人・645ホームが加盟。

消費者向け事業

- ◆相談事業(H22・2,044件)
- ◆入居希望者向けセミナー
- ◆有料老人ホーム基礎講座
- ◆「輝・友の会」の運営

入居者向け事業

- ◆入居者基金制度 (後掲)
- ◆入居者生活支援制度 (後掲)
- ◆苦情対応業務(H22・320件)

事業者向け事業

- ◆入会審査、設立相談 (H22・248件)
- ◆標準約款、各種モデル、ガイドライン等の策定 (後掲)
- ◆職員研修事業 (H22・11研修578名参加)
- ◆サービス評価事業 (H22・197ホーム対象に実施)
- ◆経営分析事業 (後掲)
- ◆事業者への日常的運営支援

(再掲)

入居者向け事業

◆入居者基金制度

- ・前払い金を受領するホームの事業者が倒産等をし、入居者が退居せざるを得なくなった場合の入居者保護として、終身金保証制度(500万円/人)を平成3年創設。
- ・7月1日現在、入居者30,188名を保証。

◆入居者生活支援制度

- ・ホームが倒産又は天災により、サービス提供が著しく困難な状況等となった場合、職員を派遣、又は物資支援等を行い、入居者へのサービス提供を担保する制度(東日本大震災でも発動し、3月15日以降延べ34トンの緊急支援物資を提供し、被災入居者の受入支援等を実施)

事業者向け事業

◆各種業界モデル・ガイドライン等の策定・啓発

- 【契約モデル】 標準入居契約書、特定施設等利用契約書、等
- 【法令遵守のためのガイドライン策定】 広告表示ガイドライン、個人情報保護ガイドライン、等
- 【健全経営のための各種モデル】 内部統制モデル、自主行動基準、法令等遵守マニュアル、等
- その他、
 - 有料老人ホーム経営分析システム・・・経営指標、事業者の決算分析システム運用
 - 有料老人ホームサービス評価プログラム・・・第三者評価事業、等

本協会は、諸種の事業活動を背景に、さらなる高齢者の福祉の増進を図るべく、公益社団法人化を目指している。

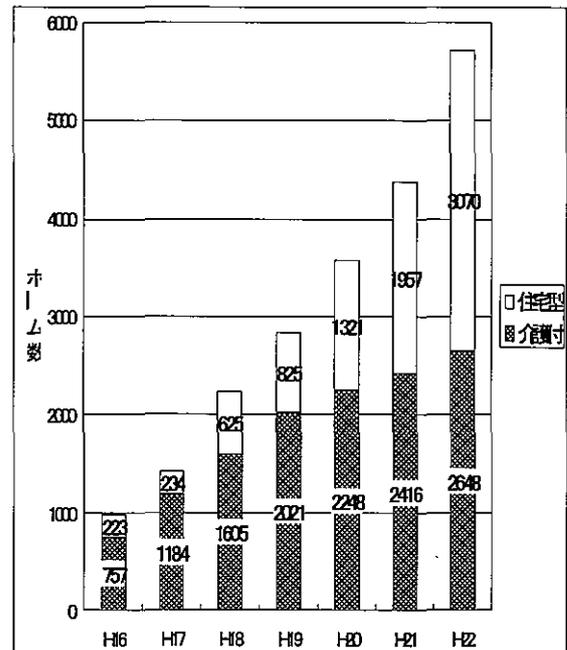
介護報酬改定に対する意見① 混合型特定施設に対する総量規制の廃止を。

平成18年3月31日付の三位一体改革法成立により、混合型特定施設に対しては、自治体に指定拒否権限が付与された(混合型特定施設に対する総量規制)。

この規制が続いた結果、全国の届出有料老人ホームのうち5割強が住宅型老人ホームとなり、これらの多くは訪問介護事業所等を併設し、居宅支給限度額内で給付を行っている。

これまでの内閣府行政刷新会議の提言等にもかかわらず、総量規制は廃止されるどころか、市町村の一部からは特定施設に対し強い拒否感が示されている。これは、民間事業の競争条件に対する事業規制である。自立者・要介護者それぞれの住み替え先である有料老人ホームは、高齢者の支持を得て既に20万人市場を確立しており、このような規制緩和に逆行した政策について速やかに廃止していただきたい。

総量規制の影響による住宅型ホームの伸び(概数)



介護報酬改定に対する意見② サービス提供の実態に応じた加算報酬の増設を。

東日本大震災に対する復興予算の問題等もあるが、特定施設の【基本報酬】については少なくとも現状維持を図るよう要望したい。また【処遇改善交付金】は、その導入時の趣旨に鑑み、維持されるべきと考える。

【加算報酬】について現在の特定施設は、医療ニーズの高い利用者や認知症の利用者を受け入れるケースが急増している。介護保険施設では多種の加算が設置されているのに対し、特定施設では3種類の実施加算にとどまっている。職員の確保と処遇の観点からも、特定施設に対し、初期加算、看取り介護加算など加算報酬の増設についてご検討いただきたい。

介護報酬改定に対する意見③ 看護職員が適正に医療処置を行える環境整備を。

現在の有料老人ホームでは、入居者が終身住まわれる上で医療ニーズが増加しており、日常的な医療処置は必須の行為となっているが、看護師の医療処置実施については範囲等が明確になっていない。

都道府県ごとに定められている「有料老人ホーム設置運営指導指針」では看護師の業務内容を、①日常の健康管理、②急病時の初期処置、③入居者が医療を必要とする場合の医療機関との連携、としている。また、有料老人ホーム(特定施設の場合を含む)には、人員配置基準上で介護老人福祉施設のような勤務医配置がないため、協力医療機関の医師の口頭指示等に基づきホームの看護職員が処置を行っているのが実態である。

医師の指示のあり方や事故発生時の責任、診療報酬上の評価を明確にし、ホームの看護師が安心して業務を実施できるよう、法令上も適切な環境の整備をお願いしたい。